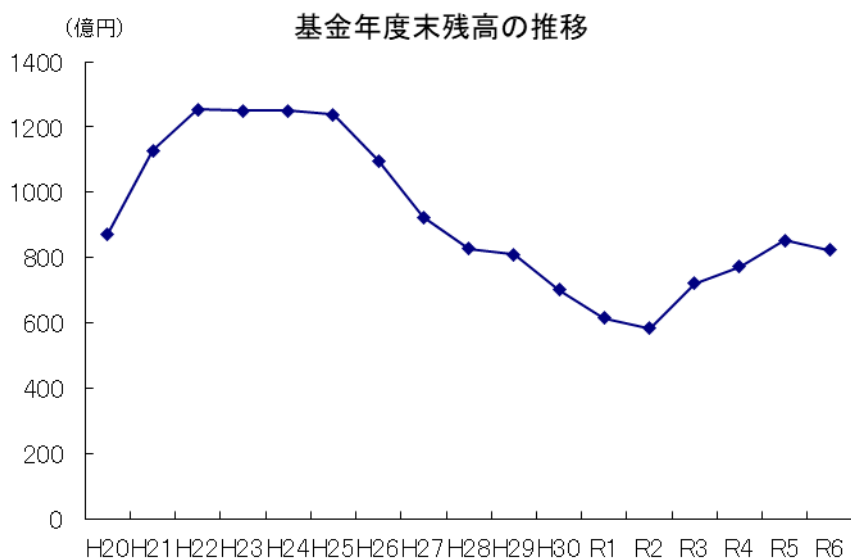


6 基金について

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産のことです。鳥取県では、令和7年3月末現在、40の基金を設けており、それぞれの目的に応じて大別すると次の3つに分類することができます。また、その残高の推移は、以下のグラフのとおりです。

1. 年度間における財源の調整を図り、もって県財政の健全な運営に資するために設置されるもの。(財政調整基金)
2. 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるもの。(県立公共施設等建設基金、長寿社会対策推進基金等36基金)
3. 特定の目的のために定額の資金を運用するために設置されるもの。(土地開発基金、市町村資金貸付基金、美術品取得基金)



各基金の運用状況 (令和7年3月31日時点)

(単位：百万円)

名 称	設 置 目 的	令和6年度 (下半期末)	うち預金以外		運用利率
		残 高			
財 政 調 整 基 金	年度間における財源の調整を図り、もって県財政の健全な運営に資すること。	4,010		0	0.610%～ 0.100%
県立公共施設等 建 設 基 金	社会福祉施設、社会教育施設、学校、病院、試験研究施設、庁舎その他これらに類する施設で県が設置するものの建設費に充てること。	7,116		0	0.610%～ 0.100%
減 債 基 金	県債の償還及び県債の適正な管理に必要な財源を確保し、県財政の健全な運営に資すること。	13,878	債券	7,442	1.859%～ 0.025%
大規模事業基金	県勢発展の基盤となる大規模事業を円滑に推進するための経費に充てること。	3,630		0	0.610%～ 0.100%
長 寿 社 会 対 策 推 進 基 金	豊かで活力ある長寿社会の実現を図るため、健康、医療、福祉、教育等に関する施策を着実に推進する経費に充てること。	2,500		0	0.610%～ 0.100%
災 害 救 助 基 金	災害救助に要する費用に充てるためのもの。 (災害救助法に基づき設置)	279	動産	3	0.610%～ 0.036%
職員退職手当基金	職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)及び現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)の規定に基づく退職手当の支給に要する経費に充てること。	2,300		0	0.215%～ 0.000%

智 頭 鉄 道 運 営 助 成 基 金	智頭鉄道(兵庫県赤穂郡上郡町から同県佐用郡佐用町を経て鳥取県八頭郡智頭町に至る鉄道をいう。)により鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第 2 条第 2 項に規定する第 1 種鉄道事業を営む者に対し、当該事業の運営について助成すること。	833		0	0.610%～ 0.036%
地域環境保全基金	地域の環境保全に関する知識の普及、地域における環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動を推進し、もって地域の環境保全を図ること。	219		0	0.215%
中山間ふるさと 農山村活性化基金	山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)第 2 条第 1 項に規定する過疎地域その他自然的、経済的、社会的諸条件に恵まれない地域において、住民が共同して行う農山村が保有する多様な機能の維持及び強化並びに利用及び活用に係る活動等を推進し、もってこれらの地域の農山村の活性化を図ること。	1,095	債券	110	0.802%～ 0.025%
森 林 整 備 担 い 手 育 成 基 金	林業従事者の安全衛生の水準の向上、技術及び技能の向上、厚生福利制度の充実等並びに間伐等の森林整備を推進し、もって森林整備の担い手の育成を図ること。	59		0	0.215%
環 境 学 術 等 研 究 基 金	県内の大学及び高等専門学校における環境その他の地域の課題に関する調査研究に対する助成等を行い、もって環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進並びに個性豊かな地域社会の形成に資すること。	1,786		0	0.215%
森林整備地域活動 支 援 基 金	森林所有者等に対し森林の施業の計画的かつ一体的な実施に不可欠な活動を確保するための支援を実施することにより、適切な森林整備を推進し、もって森林の有する多面的な機能を確保すること。	56		0	0.215%
産 業 廃 棄 物 適 正 処 理 基 金	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生の抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する経費に充てること。	112		0	0.570%～ 0.215%
森林環境保全基金	鳥取県税条例の規定により森林環境の保全に資するため加算された県民税を森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てること。	232		0	0.570%～ 0.215%
こ だ も 未 来 基 金	未来を担う子どもの健やかな成長に資する施策のため県に寄附された寄附金を、当該施策の実施に要する経費に充てること。	104		0	0.300%～ 0.025%
安 心 こ だ も 基 金	保育所の計画的な整備等を実施するとともに、認定こども園等の新たな保育需要に対応するなど、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を行うこと。	928		0	0.215%
消 費 者 行 政 活 性 化 基 金	消費生活相談の複雑化・高度化に対応して、消費生活相談窓口の機能強化等を図ること。	0		0	—
緑 の 産 業 再 生 プ ロ ジ ェ ク ト 基 金	間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した森林・木材産業等の再生を図り、もって地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現に資すること。	0		0	—

海岸漂着物 対 策 基 金	海岸漂着物の円滑な回収及び処理並びに発生 の抑制を図り、もって海岸における良好な景 観及び環境の保全に資すること。	0	0	—
農 業 構 造 改 革 支 援 基 金	農業経営の規模拡大、農用地の集団化、新た に農業を営もうとする者の参入の促進等によ る農用地の利用の効率化及び高度化を図り、 もって農業の生産性の向上に資すること。	175	0	0.610%～ 0.036%
地 域 医 療 介 護 総 合 確 保 基 金	高齢者等がその有する能力に応じ自立した日 常生活を営むことができるよう、地域の実情 に応じて、医療及び介護を総合的に確保する こと。	4,002	0	0.570%～ 0.215%
和牛振興戦略基金	和牛の改良増殖を推進し、付加価値の高い牛 肉の生産を促進すること。	852	0	0.215%～ 0.025%
未来人材育成基金	県内外の産業界の協力を得て、奨学金の返還 支援事業を行うことにより、大学生等の県内 への就業を支援し、県内産業を担う人材の育 成及び確保を図ること。	1,022	0	0.220%
原 子 力 防 災 対 策 基 金	島根原子力発電所に係る原子力防災対策の円 滑な実施を図ること。	139	0	0.111%～ 0.025%
鳥 取 元 気 づ くり 推 進 基 金	県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、 県等の多様な主体が連携し、地域の自然、歴 史、文化等の特性に応じた地域づくりに取り 組み、もって個性豊かで魅力ある地域社会を 形成する地方創生の推進に資すること。	73	0	0.215%
被 災 者 住 宅 再 建 支 援 基 金	鳥取県被災者住宅再建等支援条例(平成 13 年 鳥取県条例第 40 号)第 3 条第 1 項に規定する 被災者住宅再建等支援事業費補助金の交付に 要する経費に充てること。	2,087	債券 892	0.570%～ 0.105%
森林整備促進基金	市町村が実施する森林の整備への支援並びに 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保そ の他の森林の整備の促進に関する施策に要す る費用に充てること。	275	0	0.670%～ 0.106%
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 応 企 業 支 援 基 金	新型コロナウイルス感染症(新型インフルエ ンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法 律(令和 3 年法律第 5 号)第 1 条の規定による 改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置 法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をい う。)の影響を受けた県内の中小企業等に対し 円滑な資金供給を行い、その事業継続及び経 営の安定化を図ること。	6,438	0	0.215%～ 0.038%
臨 時 財 政 対 策 債 償 還 基 金	地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 33 条 の 5 の 2 第 1 項に規定する地方債(以下「臨時 財政対策債」という。)の償還に必要な財源を 確保し、県財政の健全な運営に資すること。	6,992	債券 3,500	1.926%～ 0.025%
ね ん り ん ピ ッ ク 基 金	令和 6 年度に鳥取県において全国健康福祉祭 を開催するために必要な経費に充てること。	0	0	—
豊 かな 森 づ くり 協 働 基 金	鳥取県税条例の規定により豊かな森づくりに 資するため加算された県民税を、県民による 森づくりのための施策及び豊かな森林を次代 に引き継ぐための施策に要する費用に充てる こと。	158	0	0.570%～ 0.215%
産業未来共創基金	県内の産業の振興及び持続的な発展並びに雇 用の維持及び拡大を図るための施策に要する 費用に充てること。	9,500	0	0.280%～ 0.215%

義務教育諸学校教育情報化推進基金	県内の公立の小学校、中学校、義務教育学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部における通信端末機器の整備その他の教育の情報化の推進を図るための施策に要する費用に充てること。	370	0	0.215%
介護保険財政安定化基金	市町村の介護保険財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てること。	643	0	0.610%～ 0.036%
後期高齢者医療財政安定化基金	後期高齢者医療の財政の安定化に資する事業及び後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に充てること。	418	0	0.610%～ 0.036%
国民健康保険財政安定化基金	国民健康保険の財政の安定化を図ること。	2,882	0	0.610%～ 0.036%
土地開発基金	公用又は公共用に供する土地、公共の利益のために取得する必要がある土地等をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ること。	100	0	0.610%～ 0.110%
市町村資金貸付基金	次の経費を対象として、市町村に資金を貸し付けることにより、市町村財政の円滑な運営に資すること。 (1) 地方財政法第27条第1項の規定に基づき市町村が負担する経費のうち道路事業に係る経費 (2) その他知事が資金の貸付けの必要があると認める経費	6,595	貸付金 298	0.610%～ 0.036%
美術品取得基金	美術品を円滑かつ効率的に取得すること。	500	動産 458	0.105%～ 0.000%
計		82,358	債券 11,944 貸付金 298 動産 461	

(注1) 債券は額面金額を記載している。

(注2) 表示単位未満四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。